

駐 車 場 契 約 書

|                    |                         |                            |       |       |          |
|--------------------|-------------------------|----------------------------|-------|-------|----------|
| 物件の表示              | 所在地                     | 〒360-0021 埼玉県 熊谷市 平戸1979-3 |       |       |          |
|                    | 名称                      | リブリ・alba 弐番館駐車場 P14        |       |       |          |
| 貸主(甲)              |                         | 須賀 敏行 ・ 須賀 龍太郎             |       |       |          |
| 借主(乙)              |                         | 塚本 達也                      |       |       |          |
| 車種及び<br>色・ナンバープレート | 車種: マツダ AZワゴン           |                            |       |       |          |
|                    | ナンバープレート: 熊谷 580 せ 2422 |                            |       | 色: 水色 |          |
| 月額賃料(税込)           |                         | 5,500円                     | 内消費税額 | 500円  | 消費税率 10% |
| 敷金                 |                         | 〆 円                        |       |       |          |
| 契約期間               |                         | 2025年3月13日 ～ 2027年3月12日    |       |       |          |

上記駐車場の契約において甲乙ともに下記条項を承諾の上、本契約を締結する。

第1条(契約期間及び契約の更新)

賃貸借の期間は、表記の通りとする。

ただし、契約期間満了の1ヶ月前に甲又は乙の一方から相手方に対し解約の通知がない場合は、期間満了日翌日より起算し、更に2年間本契約は更新されるものとし、その後更新が反復される場合も同様とする。

第2条(賃料)

乙は甲に対し甲の指定する右記支払い方法及び支払い先に従い支払うものとする。

又、本契約の始期或いは終期における、1ヶ月に満たない月の賃料の算出方法については、その月の実数に応じた日割り計算とし、10円未満は切り捨てとする。尚、支払いに要する手数料は乙が負担するものとする。

第3条(禁止事項)

乙は契約車輛以外(原付・バイク等を含む)を駐車してはならない。

又、賃借権の譲渡若しくは転貸してはならない。

又、駐車場を常に清潔に使用し、私物等その他物品の駐車場内への持ち込み、及び工作物の設置による現状に変更を加える行為をしてはならない。

又、有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条(事故防止の善管注意義務)

乙は善良なる管理者の注意をもって本件駐車場を使用しなければならない。

又、車輛の出入庫の際には、徐行を心掛け歩行者の安全に留意するとともに、事故防止に努めるものとする。

第5条(免責事項)

甲は自動車の盗難・車上荒らし・衝突及び破損・人身事故・火災・天災地変等による契約車輛及び契約者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

又、第三者が無断で駐車した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第6条(賠償責任)

乙又は、その代理人・使用者・運転者・同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又は付属施設、他の自動車等に損害を与えた時は、乙の責任と負担により損害を賠償すべきものとする。

第7条(解約)

甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこととする。

第8条(契約解除)

甲は、賃料の延滞が発生した場合には、敷金の有無にかかわらず、何等の催告を要せずして本契約を解除することが出来、乙は即時明渡すものとする。

又乙が、第3条その他本契約に違反し本契約を継続することが困難であると甲が認めるに至った時、甲は本契約を解除することが出来る。

第9条(甲への通知義務)

乙は契約車輛が変更となる場合は、車種及びナンバープレートを延滞無く甲に通知すると共に、車検証の写しを提出することとする。

又、乙の住居、連絡先、勤め先等に変更が生じた際も延滞無く甲に通知することとする。

第10条(保管場所使用承諾証明書)

乙は保管場所使用承諾証明書の発行を発行者に依頼する場合、事務手数料として3,300円(税抜価格3,000円)を発行者に支払うものとする。

第11条(消費税率)

消費税率が変更された場合はその税率を適用するものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は双方反社会的勢力で無い事を確約する。

第13条(協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第14条(合意管轄)

本契約に関連して生じた紛争については、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

第15条(特約事項)

・借主は本契約期間中貸主指定の家賃保証会社と保証委託契約を締結するものとし、これに関わる基本保証料、月額保証料(賃料・管理費等の1.1%(税無))及び口座振替手数料(330円(税込))は借主の負担とする。尚、借主と家賃保証会社の契約が終了した場合、合理的な期間内に借主が貸主指定の家賃保証会社と新たな保証委託契約を締結することができない場合には、貸主は、本契約を解除することができる。  
・本契約はリブリ・alba 式番館 103号室の賃貸借契約が解約となった際は同時に解約するものとする。

|          |                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 賃料の支払い方法 | 毎月27日に翌月分を借主の指定口座より引き落とし(支払先:㈱スマートクレジット)<br>又は、㈱スマートクレジットの定める方法とする。 |
|----------|---------------------------------------------------------------------|

|         |               |
|---------|---------------|
| 賃料の支払い先 | 株式会社スマートクレジット |
|---------|---------------|

本契約の証しとして本書2通を作成し甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

西暦 2025 年 3 月 13 日

貸主(甲) 氏 名 須賀 敏行 ・ 須賀 龍太郎

貸主代理 住 所 埼玉県さいたま市南区 沼影1-10-1 ラムザB棟5階

氏 名 株式会社アーキテクト・ディベロッパー プロパティマネジメント本部長 新井 勲 ㊞

借主(乙) 住 所 埼玉県熊谷市 宮本町145-1 905

氏 名 塚本達也

仲介人 住 所 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-10  
第一中野ビル3階

商号又は  
名 称 株式会社タウンハウジング埼玉

代 表 者 代表取締役 新 田 泉